

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への
特別教育の**義務化！【令和6年2月1日】**

テールゲートリフター 特別教育

令和5年

11/2 [木]

9:00-16:00 [集合8:40]

定員

20名

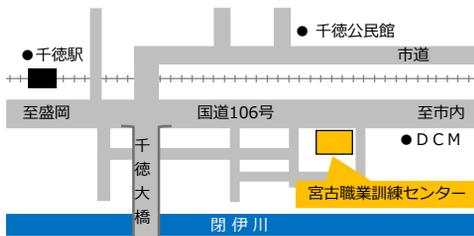
先着順となりますので
お早めにお申込み
ください

【テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育の義務化】
貨物自動車に設置されているテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業において、労働者がテールゲートリフターの機能や危険性を十分に認識していないことにより、テールゲートリフターからの墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等による災害が発生していることから、荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作の業務が労働安全衛生法第59条第3項に基づく特別教育の対象となります。令和6年2月1日以降は、特別教育を受けた者でなければ、テールゲートリフターを使用した荷役作業を行うことができなくなります。

受講料 (税込・テキスト代含)

会員事業所 12,100円/1人
非会員事業所 15,400円/1人

会場 宮古職業訓練センター
宮古市長町2-6-1



テールゲートリフター特別教育内容

学科 4 時間



実技 2 時間



※詳細は裏面参照

申込方法

受講申込書と費用をご持参の上、
訓練協会へお越し下さい

受講申込書はホームページからダウンロードできます
<https://www.miyako-vts.ac.jp/>

締切

10月20日 (金)



お問合せ先

0193-63-6688

宮古職業訓練協会
(宮古市長町2-6-1)

【受付時間】
9:00~17:00

テールゲートリフター特別教育

- ◆講習日時：令和5年11月2日（木） 9時00分～16時00分
- ◆集合時間：**8時40分** ※時間厳守でお願いします。
- ◆講習場所：宮古職業訓練センター（宮古市長町2-6-1）
- ◆持ち物：筆記用具、昼食、動きやすい服装、ヘルメット（貸出可）
- ◆講習内容：テールゲートリフター特別教育

	科 目	時間数
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
	関係法令	0.5時間
実技	テールゲートリフターの操作の方法	2時間